

食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響 評価について

令和8年3月
消費者庁食品衛生基準審査課

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において定められている。今般、以下の農薬等の残留基準の設定に当たって、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、食品衛生基準審議会において、農薬等としての食品中の残留基準を設定等することとしている。

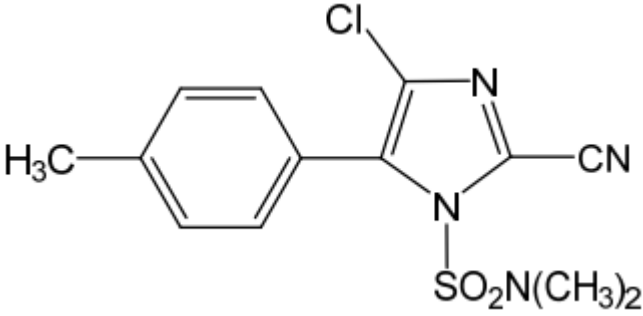
1. シアゾファミド（農薬）
2. プラドフロキサシン（動物用医薬品）

シアゾファミド

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年9月29日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	シアゾファミド (Cyazofamid)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	シアノイミダゾール系化合物の殺菌剤である。ミトコンドリア内膜電子伝達系複合体IIIのQiサイトを阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: ぶどう、小麦等 今回、パセリへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.2 mg/kg 体重/日 (2015) ARfD = 設定の必要なし (2015)
	国際基準	なす、ぶどう等
	諸外国	米国: にんじん、うり類等 カナダ: ラズベリー、トマト等 EU: ぶどう、たまねぎ等 豪州: たまねぎ、ほうれんそう等 ニューージーランド: ばれいしょ及びたまねぎ
食品安全委員会での評価等	【1】	平成16年 7月12日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成16年11月 4日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】	平成17年 6月14日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年 5月11日 食品健康影響評価結果 受理
	【3】	平成19年 5月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年 9月 6日 食品健康影響評価結果 受理
	【4】	平成21年10月27日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成22年 3月18日 食品健康影響評価結果 受理

	【5】	平成22年11月10日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		平成23年 7月21日	食品健康影響評価結果 受理
	【6】	平成24年 1月19日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		平成24年 6月22日	食品健康影響評価結果 受理
	【7】	平成24年 8月21日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		平成24年12月10日	食品健康影響評価結果 受理
	【8】	平成25年 6月11日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		平成25年 7月29日	食品健康影響評価結果 受理
	【9】	平成25年11月11日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		平成26年 1月27日	食品健康影響評価結果 受理
	【10】	平成28年12月13日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
	平成29年10月17日	食品健康影響評価結果 受理	
【11】	令和 2年10月19日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
	令和 3年 1月12日	食品健康影響評価結果 受理	
ADI = 0.17 mg/kg 体重/日			
ARfD = 設定の必要なし			

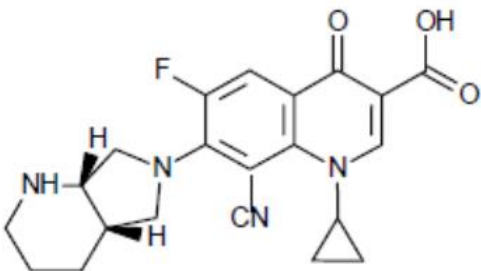
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

プラドフロキサシン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和8年3月3日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	プラドフロキサシン (Pradofloxacin)	
構造式		
用途	合成抗菌剤	
作用機構	フルオロキノロン系の抗菌剤である。細菌のDNAジャイレース及びトポイソメラーゼIVに対して阻害活性を示し、殺菌的に作用すると考えられている。	
日本における登録状況	【動物用医薬品】承認がなされている。 対象: 犬、猫	
	使用方法: 経口投与	
国際機関、海外での状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: 牛、豚 カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし インポートトレランス申請: 牛、豚(米国)
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

○評価依頼が2回目以降の品目に関する追加データリスト

【シアゾファミド】

- ・作物残留試験
- ・植物代謝試験
- ・*in vitro* アンドロゲン受容体転写活性化試験
- ・ハーシュバーガー試験(ラット)
- ・*in vitro* アロマターゼ活性阻害試験
- ・*in vitro* ステロイド産生試験
- ・[代謝物]28日間亜急性毒性試験(ラット)
- ・[代謝物]90日間亜急性毒性試験(ラット)
- ・[代謝物]*in vitro* マウスリンフォーマ TK 試験